○環境省告示第百二十号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、知床国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十二月十七日

環境大臣　松本　龍

一　追加する区域

北海道目梨郡羅臼町北浜の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第百二十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、知床国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十二月十七日

環境大臣　松本　龍

一　特別地域に次の区域を追加する。

北海道目梨郡羅臼町北浜の一部

二　第三種特別地域に次の区域を追加する。

北海道目梨郡羅臼町北浜の一部

三　次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	北海道目梨郡羅臼町（ルサ）

四　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第百二十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、知床国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十二月十七日

環境大臣　松本　龍

一　追加する区域

北海道目梨郡羅臼町北浜の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第百二十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、上信越高原国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十二月十七日

環境大臣　松本　龍

一　上信越高原国立公園の区域のうち、長野県須坂・高山地域における公園区域を変更し、次のとおりとする。

長野県須坂市内国有林北信森林管理署一〇八一林班から一〇九〇林班までの全部

長野県須坂市大字亀倉、大字塩野、大字豊丘、大字仁礼及び大字米子の各一部

長野県上高井郡高山村内国有林北信森林管理署一〇九一林班から一〇九六林班までの全部

長野県上高井郡高山村大字奥山田及び大字牧の各一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第百二十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、上信越高原国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十二月十七日

環境大臣　松本　龍

一　上信越高原国立公園の区域のうち、新潟県及び長野県妙高・戸隠地域の区域内における公園計画を次のとおり変更する。

（一）　次の単独施設を削除する。

種類	位置
宿舎	新潟県妙高市（大田切川南）
野営場	新潟県妙高市（奥笹ヶ峰）
スキー場	新潟県妙高市（神奈山）
宿舎	新潟県妙高市（熊堂）
園地	長野県北安曇郡小谷村（乙見山峠）
スキー場	長野県北安曇郡小谷村（大渚山）
園地	長野県長野市（戸隠奥社）
スキー場	長野県長野市（宝光社）
園地	新潟県妙高市（大田切川南）
運動場	新潟県妙高市（大田切川南）
駐車場	新潟県妙高市（大田切川南）
排水施設	新潟県妙高市（大田切川南）

（二）　次の単独施設を追加する。

種類	位置
避難小屋	新潟県妙高市（富士見峠）

（三）　次の道路を削除する。

ア　車道

長野県長野市（上ヶ屋・国立公園境界）から同市（飯綱鉱泉）まで

イ　自転車道

長野県上水内郡信濃町（野尻）から同町（野尻）まで

ウ　歩道

新潟県妙高市（赤倉温泉）から同市（赤倉温泉）まで

新潟県妙高市（杉野沢橋）から同市（笹ヶ峰・歩道合流点）まで

新潟県妙高市（黒沢）から同市（柄沢・歩道合流点）まで

新潟県妙高市（栃沢）から同市（大倉乗越・歩道合流点）まで

新潟県妙高市（西野発電所・歩道分岐点）から長野県長野市（佐渡山造林小屋・歩道合流点）まで

長野県上水内郡信濃町（大ダルミ・歩道分岐点）から同県長野市（五地蔵山・歩道合流点）まで

長野県長野市（小鳥ヶ池）から同市（合ノ峰・国立公園境界）まで

長野県長野市（奥社入口）から同市（戸隠山・歩道合流点）まで

長野県長野市（戸隠奥社・歩道分岐点）から同市（鏡池）まで

長野県長野市（天狗原・歩道分岐点）から同市（品沢高原・国立公園境界）まで

長野県長野市（戸隠中社）から同市（宝光社・車道合流点）まで

長野県北安曇郡小谷村（シボチ平・歩道分岐点）から同村（小谷温泉集団施設地区）まで

長野県長野市（越水ヶ原・歩道分岐点）から同県上水内郡信濃町（大橋・歩道合流点）まで

（四）　次の道路を追加する。

ア　車道

長野県長野市（麓原・国立公園境界）から同市（諸沢・国立公園境界）まで

イ　歩道

新潟県妙高市（杉野沢橋）から同市（奥笹ヶ峰・車道合流点）及び同市（笹ヶ峰・車道合流点）まで

長野県長野市（八方睨）から同市（乙妻山）まで

長野県長野市（戸隠奥社入口）から同市（戸隠奥社）まで

長野県長野市（戸隠中社）から同市（随神門・歩道合流点）まで

長野県長野市（越水ヶ原・歩道分岐点）から同市（戸隠牧場・車道合流点）まで

新潟県妙高市（笹ヶ峰牧場・車道分岐点）から同市（笹ヶ峰高谷池線・歩道合流点）まで

長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部・国立公園境界）から同町（歩道合流点）まで

（五）　次の運輸施設を削除する。

種類	位置
一般自動車道	長野県長野市（麓原・国立公園境界）から同市（諸沢・国立公園境界）まで

二　上信越高原国立公園の区域のうち、長野県須坂・高山地域の区域内における公園計画を変更し、次のとおりとする。

（一）　特別地域

ア　特別地域

長野県須坂市内国有林北信森林管理署一〇八七林班から一〇八九林班までの各一部

長野県須坂市大字亀倉、大字豊丘、大字仁礼及び大字米子の各一部

長野県上高井郡高山村内国有林北信森林管理署一〇九一林班から一〇九六林班までの全部

長野県上高井郡高山村大字奥山田及び大字牧の各一部

イ　第一種特別地域

長野県上高井郡高山村大字奥山田及び大字牧の各一部